# 令和８年度　第３回
# 平戸市職員採用試験案内

夢あふれる　未来のまち　平戸

## 平戸の『いつも』は、
## 誰かの一生懸命でできている

島々を渡る風も、豊かな海の恵みも、穏やかな市民の暮らしも、すべては、地道にまちを支える「人」の仕事の積み重ねです。移りゆく時代の中で、平戸の価値をいかに守り、育んでいくか。その答えを地域の方々と共に探し、形にしていく仲間を求めています。

次の世代へ、この大切な「いつも」をつないでいくために。

いま、あなたの情熱が、平戸の未来を動かす原動力になる。

問い合わせ先　**平戸市役所　総務部人事課　人事班**

〒859-5192　長崎県平戸市岩の上町1508番地3

電　話　0950-22-9104（直通）

メール　jinji@city.hirado.lg.jp

１　受付期間　　**令和８年11月13日（金）～令和８年12月14日（月）**

２　第１次試験日　**令和９年１月10日（日）【会場試験】**

３　試験職種、採用予定数及び受験資格

| 試験区分 | 試験職種 | 職務内容 | 採用予定数 | 受験資格基準 |
|---|---|---|---|---|
| 資格免許職 | 保健師 | 保健師に関する専門業務 | 若干名 | ①昭和56年４月２日以降に生まれた人<br>②保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定による保健師資格を有する人又は令和８年度実施の国家試験で資格取得見込みの人 |
| | 電　気（資格） | 電気に関する専門業務 | 若干名 | ①平成３年４月２日以降に生まれた人<br>②電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定による電気主任技術者又は電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士の免許を有する人 |
| | 建　築（資格） | 建築に関する専門業務 | 若干名 | ①昭和61年４月２日以降に生まれた人<br>②建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による１級建築士若しくは２級建築士の資格を有する人又は令和８年度実施の国家試験で当該資格の取得見込みの人 |
| | 学芸員 | 文化財に関する専門業務（考古学、建造物） | １名 | ①平成８年４月２日以降に生まれた人<br>②大学等で考古学（文化財学）を専攻し卒業した人で、博物館法（昭和26年法律第285号）の規定による学芸員資格を有する人又は令和８年度実施の試験で資格取得見込みの人 |
| 社会人 | 土　木（社会人） | 土木に関する専門業務 | 若干名 | ①昭和61年４月２日以降に生まれた人<br>②民間企業や公的機関において、土木分野における計画・設計若しくは施工管理についての職務経験（パート・アルバイト期間除く）があり、採用試験申込時点で二級土木施工管理技士補以上の資格を有する人、または上記の職務経験において採用試験申込時点で５年以上の実務経験がある人 |
| 高校卒程　度 | 一般事務（高卒） | 一般行政事務 | 若干名 | ①平成８年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校を卒業した人又は令和９年３月までに卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人 |
| | 土　木（高卒） | 土木に関する専門業務 | 若干名 | ①平成８年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校を卒業した人又は令和９年３月までに卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人<br>**※高等学校等において、土木に関する専門課程を修めて卒業していない方は、採用後、土木技師を養成・研修するための機関等への派遣（６か月～１年間）があります。** |

| 試験区分 | 試験職種 | 職務内容 | 採　用<br>予定数 | 受　験　資　格　基　準 |
|---|---|---|---|---|
| 高校卒<br>程　度 | 電　気<br>（高卒） | 電気に関する<br>専門業務 | 若干名 | ①平成８年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校において、電気に関する専門課程を修めて卒業した人又は令和９年３月までに卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人 |
| | 建　築<br>（高卒） | 建築に関する<br>専門業務 | 若干名 | ①平成８年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校において、建築に関する専門課程を修めて卒業した人又は令和９年３月までに卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人 |
| | 農　業 | 農業に関する<br>専門業務 | １名 | ①昭和61年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、農業大学校又は高等学校において、農業に関する専門課程を修めて卒業した人又は令和９年３月までに大学、農業大学校又は高等学校を卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人 |
| | 畜　産 | 畜産に関する<br>専門業務 | １名 | ①昭和61年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、農業大学校又は高等学校において、畜産に関する専門課程を修めて卒業した人又は令和９年３月までに大学、農業大学校又は高等学校を卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人 |
| | 水　道 | 水道に関する<br>専門業務 | 若干名 | ①平成８年４月２日以降に生まれた人<br>②学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、短期大学又は高等学校において、電気、機械、土木のいずれかに関する専門課程を修めて卒業した人又は令和９年３月までに大学、短期大学又は高等学校を卒業見込みの人若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める人<br>③普通自動車運転免許（ＡＴ限定を除く）を保有する人又は令和９年５月までに取得見込みの人 |

※高校卒程度の試験については、大学卒及び短大卒の人も受験可

次の各号の一つに該当する人は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する人

○禁錮（令和７年６月１日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

○平戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

○日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4　試験の方法

| 試験の種目 | | 試　験　の　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 第１次試験 | 職務能力試験 | 保健師・電気・建築・学芸員・土木・農業・畜産・水道 | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題。　60題・４肢択一式・１時間<br><br>**※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。**<br>**※「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだこと）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。** |
| | 職務適応性検査 | | 公的部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる　150項目・20分 |
| | 教養試験 | 一般事務（高卒） | 時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題<br>40題・５肢択一式・１時間30分 |
| | 性格特性検査 | | 公務員に求められる６つの基礎的な性格特性をみる検査<br>150項目・20分 |
| | 事務適性検査 | | 事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査　100題・10分 |
| 第２次試験 | 作文試験 | 職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての作文試験 | |
| | 面接試験 | 人柄等についての個別面接等による試験 | |
| | 身体検査 | 胸部疾患の有無、その他職務遂行に必要な健康度についての検査（医療機関で受診した健康診断書の提出を求め、身体検査に代えます。） | |

## 5　試験の日時、会場及び発表

| 試　験 | 日　時　等 | 試験方法及び会場 |
|---|---|---|
| 第１次試験 | **令和９年１月10日（日）９時（試験開始）**<br><br>・入室開始　８時45分<br><br>・保健師・電気・建築・学芸員・土木・農業・畜産・水道<br>職務能力試験　９時～10時<br>職務適応性検査　10時20分～10時40分<br><br>・一般事務（高卒）<br>教養試験　９時～10時30分<br>性格特性検査　10時50分～11時10分<br>事務適性検査　11時20分～11時30分 | ●会場試験<br>○試験会場<br>**平戸市役所**<br>平戸市岩の上町1508番地３<br><br>○発表<br>令和９年１月下旬に市役所に掲示するほか合格者に文書で通知します。（不合格者には通知しません。） |

| 試　験 | 日　　時　　等 | 試験方法及び会場 |
|---|---|---|
| 第１次試験 | **【 全ての職種で選択可能 】**<br>**令和８年12月19日（土）～**<br>**令和９年１月10日（日）**<br><br>**※受付期間終了後に送られて来るメールから別途、受験会場・日時の予約が必要。**<br>**（会場予約は、メール到着後から受験可能期間最終日の１営業日前（土日祝日を除く１日前）の17時まで予約可能です。）** | ●テストセンター方式※<br>○試験会場<br>**全国のテストセンター会場から受験者が選択**<br><br>※全国の試験会場（https://cbt.e-ntk.co.jp/top/testcenters/）の中から、受験者が希望する会場・日時でパソコンを使用して受験する方式<br><br>○発表　会場試験と同様 |
| 第２次試験 | 第１次試験合格通知の際に、お知らせします。 | |

## ６　受験手続及び受付期間　　インターネットから申込を行ってください。

| 受　付　期　間 | **令和８年11月13日（金）９時から令和８年12月14日（月）17時まで** |
|---|---|
| 申　込　方　法 | インターネット（専用サイト「パブリックコネクト」）によりお申込みください。<br><br>【パブリックコネクト】<br>https://public-connect.jp/employer/1031<br>※会員登録（無料）が必要です。 |
| 注　意　事　項 | １　全職種において顔写真データ（６か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきり分かるものの添付が必要となります。）<br>※写真データサイズは、縦560×横420ピクセルとし、ＪＰＧ形式データを添付してください。<br>２　通信障害等のトラブルについては、一切の責任を負いませんので余裕をもってお申込みください。<br>３　受験票は、インターネットによる申込後、ご自身での出力となります。 |
| 個人情報の取扱い | 受験申込者及び第１次試験合格者から取得する個人情報は、平戸市の職員採用及び採用後の職員管理を目的に使用するものであり、これ以外の目的に使用されることはありません。 |

**※　エントリーにおいて、学歴欄は「中学校」から始まります。誤って「高校」の履歴を入力されるケースが大変多く見受けられます。申込前に再度、入力内容の確認をお願いいたします。**

## ７　合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、**原則として令和９年４月１日で採用を予定しておりますが、前倒しで採用する場合もあります。**

(2) 受験資格がないことが判明した場合、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合も、合格を取り消すことがあります。

(3) 不正合格を働きかけるといった口利き行為等の事実が判明した場合、採用内定後であっても採用されません。

(4) 採用予定数は、変更になる場合があります。

## ８　給与、勤務条件等

(1) 初任給

ア 保健師　　大学卒　228,800円　短大卒　216,500円

イ 電気・建築・学芸員（資格）

大学卒　225,600円　短大卒　213,100円　高校卒　200,300円

ウ 土木（社会人）　大学卒　253,100円　短大卒　242,000円　高校卒　232,000円

エ 一般事務・土木・電気・建築・農業・畜産・水道（高卒）

大学卒　225,600円　短大卒　213,100円　高校卒　200,300円

なお、学歴及び職歴について、前歴がある場合は基準に基づく期間が加算されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) (1)の初任給のほか給与、勤務条件等については、平戸市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第41号）、平戸市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第30号）等に基づき決定されています。

## ９　試験結果の開示

(1) 平戸市職員採用試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第２項第１号に基づき、開示を請求することができます。

| 試験段階 | 開示請求できる人 | 開示項目 | 開示期間 | 開示場所 |
|---|---|---|---|---|
| 第１次試験 | 受験者本人 | 順位<br>総合得点 | 合格発表の日から<br>３か月間 | 平戸市総務部<br>人事課人事班 |
| 第２次試験 | | | | |

(2) 電話による開示請求は受け付けられません。

(3) 開示を請求される場合は、次のいずれかの書類を持参のうえ、平日の午前８時30分から午後５時15分までに、請求者本人（代理人は認めません。）が直接開示場所へお越しください。

ア　運転免許証　　イ　日本国旅券（パスポート）　　ウ　学生証又は社員証

エ　各健康保険の被保険者証　　オ　各種年金手帳　　カ　マイナンバーカード

キ　国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

(4) 写しの交付を受ける人は、交付に要する費用を負担しなければなりません。

## 10　ハラスメント防止の取組みについて

本市では、受験者の皆さまが安心して選考等に臨めるよう「平戸市求職者等に対するハラスメント防止方針」を定めています。

詳細は市ホームページをご確認ください。